

昭和三十二年法律第六百六十一号
自然公園法

目次

第一章 総則（第一条～第四条）	第二章 國立公園及び國定公園
第一節 指定（第五条～第六条）	第一節 公園計画（第七条～第八条の二）
第二節 公園事業（第九条～第十九条）	第二節 公園事業（第十九条～第三十七条）
第三節 保護及び利用（第二十条～第三十七条）	第三節 生態系維持回復事業（第三十八条～第三十九条）
第四節 生態系維持回復事業（第三十九条）	第五節 の二質の高い自然体験活動の促進のための措置（第四十二条の二～第四十二条の七）

第六節 風景地保護協定（第四十三条～第四十八条）	第六節 風景地保護協定（第四十三条～第四十八条）
第七節 公園管理団体（第四十九条～第五十条）	第七節 公園管理団体（第四十九条～第五十条）
第八節 費用（第五十五条～第六十一条）	第八節 費用（第五十五条～第六十一条）
第九節 雜則（第六十二条～第七十一条）	第九節 雜則（第六十二条～第七十一条）
第三章 都道府県立自然公園（第七十二条～第八十一条）	第三章 都道府県立自然公園（第七十二条～第八十一条）
第四章 罰則（第八十二条～第九十条）	第四章 罰則（第八十二条～第九十条）
附則	附則

第一章 総則（指定）	第二章 國立公園及び國定公園
第一節 指定	第一節 指定
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 國立公園、國定公園及び都道府県立自然公園をいう。	一 國立公園、國定公園及び都道府県立自然公園をいう。
二 國立公園 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海域の景観地を含む。）を含む。	二 國立公園 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海域の景観地を含む。）を含む。
三 國定公園 國立公園に準ずる優れた自然の風景地であつて、環境大臣が第五条第二項の規定により指定するものをいう。	三 國定公園 國立公園に準ずる優れた自然の風景地であつて、環境大臣が第五条第二項の規定により指定するものをいう。
四 都道府県立自然公園 優れた自然の風景地であつて、都道府県が第七十二条の規定により指定するものをいう。	四 都道府県立自然公園 優れた自然の風景地であつて、都道府県が第七十二条の規定により指定するものをいう。

第五条 國立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。	第五条 國立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。
2 国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。	2 国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。
3 環境大臣は、國立公園又は國定公園を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。	3 環境大臣は、國立公園又は國定公園を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。
4 國立公園又は國定公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。	4 國立公園又は國定公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

（協議会による公園計画の変更の提案）	（協議会による公園事業の決定等の提案）
第八条の二 第十六条の二第一項に規定する協議会は第十六条の三第一項に規定する利用拠点整備	第九条の二 第十六条の二第一項に規定する協議会は第十六条の三第一項に規定する利用拠点整備

（環境省令で定める書類を添付しなければならない。）

二 環境大臣は、前項の規定による提案を踏まえた国立公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならぬ。

三 前二項の規定は、第十六条の七第一項に規定する協議会について準用する。この場合において、これららの規定中「国立公園事業」とあるのは「国立公園事業」と、第一項中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「第十六条の三第一項」とあるのは「第十六条の三第一項」とあるのは「第十六条の七第三項において準用する第十六条の三第一項」と、前項中「環境大臣は、前項」とあるのは「前項の都道府県知事は、同項」と読み替えるものとする。

（国立公園事業の執行）

四 第十条 国立公園事業は、国が執行する。

五 地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体（以下「公共団体」という。）は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に協議して、国立公園事業の一部を執行することができる。

六 前各号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

（二 第二条第六号に規定する政令で定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類）

三 公園施設の位置

四 公園施設の規模

五 公園施設の管理又は経営の方法

六 前項の協議書又は申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の環境省令で定める書類を添付しなければならない。

第六 第二項 第四項 第五項 第六項
けた老きは、前項を受ければ、たゞに申請は認められることは、譲り受けたるにとては、國籍の変更は認められない。い。第十一條 第十二條 第十三條 第十四條 第十五條
第一項 第二項 第三項 第四項 第五項
護又は（改善）を付与（承継）するべき者に渡及びときの者の地位に依つて、その他の事業者との合併存続する園事業場を合併した場合に國立項目において

五項の規定により設立された者に贈与するものである。この限りで、この旨を命ぜざる者は、公の立場上、その権限を有する者である。この規定は、立公園事業の全部を譲り受けた場合において、「(一)立公園事業の全部を譲り受けた者」の立場上、その権限を有する者である。この規定は、立公園事業の全部を譲り受けた場合において、「(二)立公園事業の全部を譲り受けた者」の立場上、その権限を有する者である。

公園事業者(公園事業者の全部を承認する)は、國立公園事業者(國立公園事業者の一部を承認する)は、國及び公園の認可を受ける。合併法人は、國立公園事業者と國立公園事業者との合併によって生じた法人である。合併による施設の改善等について確実に実現することができる。

環境省は、公私共団体により設立された公園事業者（以下「公園事業者」といふ）が、公園の整備・運営等にかかる費用を負担するための協議書を制定した。この協議書によれば、公園の運営にかかる費用は、公園の維持管理費、運営費、設備費、人件費等である。また、公園の運営にかかる費用は、公園の規模や性質、公園の利用状況等によって異なる。したがって、公園の運営にかかる費用を算定する際には、これらの要素を考慮する必要がある。

二項の認可といふことは同項の規定によつて、定めることとする。六大臣に協議して承認をなされた後は、(その國に限る。) が公法上に適用される。この規定によつて、(その國に限る。) が公法上に適用される。

おいて、如何に外の法人で、それを受けたとして、園事業を承継する者は、以下二種類ある。以下二種類ある。以下二種類ある。

第十五條(原規) 第十六條(原規)
 第四項は、第一項の規定に依るときは、その旨を告げて、その者に該等の権利を認め、又は、該等の権利を認めずとするときは、その旨を告げて、その者に該等の権利を認めずとする旨を記載する。

大臣は、国立公園効した場合において、認めると、効した者で、相当要な限度回復が著しく必要である。により原置（以下「」）を命じて当該者が、その命を委任した旨及びそいときは、じめ公告により原分を示す。ればならぬ業の執行ならず、公園事業団体以外の都道府県までの他の法律事務を事業の一外の公共事業及び第十二条協議をし、第三項及

第十条第
事業を廃
合又は同
国立公園
きは、当
又は当該
の期限を
において
しく困難
な措置を
状回復又
この条に
しようと
にして
原状回復
を定めて
ことができ
じた者若
環境大
者が當該
しなけれ
証明書を
ない。
来は、都
昭和二十
の定める
状回復等
の他の事
の者は、
道府県知事
部を執行

三項の認可を取る。該廃止に係る申請は、環境省令の保護のための規定は前項の認可を取ることで、定めて、原状回復の実現をめざすものである。場所を執るべきこととする。

可を受
合、同
を取り
ために
たが
た者、
り消さ
その保
復を命
合に、
旨を命

可を受けた者について、第十四条第一項及び第二項の規定は前項の認可について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十条第十項中「国立公園」とあるのは「国定公園」と、第十二条第一項から第三項までの規定中「その国立公園事業」とあるのは「その国定公園事業」と、同条第二項中「公共団体である」とあるのは「都道府県以外の公共団体である」と第十三条中「国立公園事業の」とあるのは「国定公園事業の」とある、「前条第一項中「国立公園の」とあるのは「国定公園の」と読み替えるものとする。

4
関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村又は都道府県に対し、第一項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。
市町村又は都道府県は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
当該利用拠点区域内において国立公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号に掲げる者であつて第一項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村又は都道府県に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

三 利用拠点整備改善計画の目標

四 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期

五 第十条第二項の協議又は同条第三項の認定を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項

六 第十条第六項の協議若しくは認可又は同条第五項の規定による届出をする利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの

七 計画期間

八 その他環境省令で定める事項

九 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成十一年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観法に適合するものでなければならない。

2 前条第四項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第一項及び第十六条の六において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、滞滯なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。前条第四項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

3 (未定)

4 第十六条の五 環境大臣は、第十六条の三第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

5 環境大臣は、前項の規定により認定を取り消すことには、異議なく、その旨を公表することができる。

Digitized by srujanika@gmail.com

第十六条の二 国立公園の区域をその区域に含むものと共同して、当該国立公園の区域をその区域に含むものと共同して、当該公園の区域の拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、国立公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関する必要な協議を行うための協議会を組織する市町村又は都道府県は、市町村にあつては単独で又は共同して、都道府県にあつては当該都道府県の区域内の市町村であつて当該国立公園の区域をその区域に含むものと共同して、当該公園の区域の拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、国立公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関する必要な協議を行うための協議会を組織する

道府県は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。

第一項に規定する協議会は、必要があると認めるとときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

第一項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

前各項に定めるもののほか、第一項に規定する協議会の運営に関する必要な事項は、当該協議会が定める。

があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるとときは、その認定をす るものとする。

一 園芸計画に照らして適切なものであると。

二 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。

三 当該国立公園の保護に支障を及ぼすおそ れがないものであること。

四 円滑かつ確実に実施されると見込まれる ものであることを。

(国立公園事業に関する特例)
第十六条の六 利用拠点整備改善事業を実施しよ
うとする者が、その利用拠点整備改善計画につ
いて第十六条の三第四項の認定を受けたとき
は、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に
記載された利用拠点整備改善事業のうち、第十
一条第二項若しくは第六項の協議をし、同一条第三
項若しくは第六項の認可を受け、又は同一条第九
項の規定による届出をしなければならないもの
については、これらの規定により協議をし、認
可を受け、又は届出をしたものとみなす。
(国立公園における協議会等)

（二）利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

このにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の国立公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村又は都道府県及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、環境大臣の認定を申請することができる。

（三）利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

環境大臣は、第四項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更)

第十六条の四 前条第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第十六条の二第一項に規定する協議会において、当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作り、当該協議会の構成員である市町村又は都府県及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする旨は、共同で、環境大臣の認定を受けなければ

二 当該利用拠点区域内において国定公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者

三 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点整備改善事業に係るもの、所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者

四 その他当該市町村が必要と認める者

一 当該市町村

二 当該利用拠点区域内における利用拠点区域について、国定公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関する必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

三 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

四 はる環境道成りて、抛はるる者

会について準用する。この場合において、第六条の二第三項並びに第十六条の三第一項、第四項第三号及び第五項中「国立公園の」とあるのは「国定公園の」と、第十六条の二第三項及び第五項並びに前条の見出し中「国立公園事業」とあるのは「国定公園事業」と、第十六条の二第三項から第六項まで、第十六条の三第一項及び第十六条の四第一項中「市町村又は都道府県」とあるのは「市町村」と、第十六条の二第一項中「第一項」とあるのは「第十六条の七第一項」と、同条第五項中「第二項第三号」とあるのは「第十六条の七第二項第三号」と、第十六条の三第一項及び第四項から第六項まで、第十六条の四第一項及び第二項並びに第十六条の五中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十六条の三第二項第五号中「第十条第二項」とあるのは「第十六条第二項」と、「同条第四項各号」とあるのは「同条第四項に準用する第十条第四項各号」と、前条中「第十六条号中「第十条第六項」とあるのは「第十六条第四項において準用する第十条第六項」と、「同条第九項」とあるのは「第十六条第四項において準用する第十条第九項」と、「同条第四項各号」とあるのは「第十六条第四項に準用する第十条第四項各号」と、前条中「第十六条第二項若しくは第六項」とあるのは「第十六条号中「第十条第六項」と、「同条第三項若しくは第六項」において準用する第十条第九項」と読み替えるものとする。

都道府県知事は、前項において準用する第十六条の四第一項の変更の認定を含む。)をしようとする場合において、その申請に係る利用拠点整備改善事業として行う行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。
 (報告徵収及び立て検査)

第十七条 環境大臣は第十条第三項の認可を受けた者に対し、都道府県知事は第十六条第三項の認可を受けた者に対し、この節の規定の施行に必要な限度において、その国立公園事業若しく

は国定公園事業の執行状況その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、その国立公園事業若しくは国定公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ。第四項中「第一項」とあるのは「第十六条の七第一項」と、同条第五項中「第二項第三号」とあるのは「第十六条の七第二項第三号」と、第十六条の三第一項及び第十六条の四第一項並びに第十六条の五中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十六条の三第二項第五号中「第十条第二項」とあるのは「第十六条第二項」と、「同条第四項各号」とあるのは「同条第四項に準用する第十条第四項各号」と、前条中「第十六条号中「第十条第六項」とあるのは「第十六条第四項において準用する第十条第六項」と、「同条第九項」とあるのは「第十六条第四項において準用する第十条第九項」と、「同条第四項各号」とあるのは「第十六条第四項に準用する第十条第四項各号」と、前条中「第十六条第二項若しくは第六項」とあるのは「第十六条号中「第十条第六項」と、「同条第三項若しくは第六項」において準用する第十条第九項」と読み替えるものとする。

第二十条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域(海域を除く)内に、特別地域を指定すること。

2 第十五条第三項及び第四項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三

3 前二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捲査のために認められたものと解釈してはならない。
 (政令への委任)

5 前二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に污水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

7 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

8 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を積み、又は貯蔵すること。

9 水面を埋め立て、又は干拓すること。

10 土地を開墾しての他土地の形状を変更すること。

11 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。

12 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

13 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を探取し、若しくは損傷すること。

14 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、

3 特別地域(特別保護地区を除く。以下この条例において同じ。)内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

4 第二項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 都道府県知事は、国定公園について第三項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の風致に及ぼす影響その他的事情を考慮して環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。

6 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかる場合は、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることがとなつた日から起算して三月以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

7 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

8 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧(第三項第十二号又は第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。)をしようとする者は、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、

じ。) 及びその職員並びにこれらの方であつた者は、認定関係事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第二十九条 指定認定機関及びその職員で認定関係事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定認定機関に対する監督命令等)

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、第二十四条から第三十一条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関する監督上必要な命令をすることができる。

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、第二十四条から第三十一条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関する監督上必要な命令をすることができる。

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、第二十五条第三項各号(第五号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第二十七条の規定に違反したとき、同条第一項の規定によらないでその認定関係事務を実施したとき、第一項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確實に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、第二十五条第五項の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、第二十九条の規定による立入検査を受ける者には、関係者に質問せざることができる。

第二十九条 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第二十九条 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第三十条 国立公園について第二十四条第一項若しくは第七項の認定又は同条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)の立入認定証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定認定機関が認定関係事務を行う場合にあつては、指定認定機関)に納めなければならない。

第三十二条 都道府県は、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づき第六十七条(立入認定証の再交付に係る手数料を徴収する場合においては、第二十五条の規定により指認定機関が行う認定又は立入認定証の再交付を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定認定機関に納めさせることができる。

第三十二条 第二十一条第三項、第二十二条第三項、第二十二条第三項及び第二十三条第三項の規定により指認定機関に納められた手数料は、当該指定認定機関の収入とする。

(条件)

第三十二条 第二十一条第三項、第二十二条第三項、第二十二条第三項及び第二十三条第三項第八号の許可には、国立公園又は国定公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができます。

第三十二条 (普通地域)

第三十三条 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園については環境大臣に対し、国定公園にあつては都道府県知事に對し、環境省令で定めるところに由、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他の環境省令で定める事項を届け出なければならぬ。ただし、第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる行為で海域内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

一 その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)。

二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 鉱物を掘採し、又は土石を探取すること(海域内においては、海域公園地区に接続するキロメートルの当該海域公園地区に限る)。

六 土地の形状を変更すること。

第三十四条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のため必要があると認めるときは、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十三条第三項の規定、第三十二条の規定により許可に付された条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対する行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

第三十四条 前項の規定において届出を要する行為をしようとする者は又はした者に對して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

第三十四条 前項の処分は、第一項の届出をした者に對して、三十日以内に限り、することができる。

第三十四条 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

第三十四条 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合において、同項の期間内に、第一項の届出をした者に對して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

第三十四条 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

第三十四条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

第三十四条 次に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業として行う行為

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

三 認定自然体験活動促進事業として行う行為

四 第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に從つて行うもの

第三十五条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のため必要があると認めるときは、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十三条第三項第八号の規定による許可を受けた者又は第三十三条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に對して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第三十五条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のため必要があると認めるときは、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十三条第三項第八号の規定による許可を受けた者又は第三十三条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に對して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第三十五条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のため必要があると認めるときは、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十三条第三項第八号の規定による許可を受けた者又は第三十三条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に對して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第三十五条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のため必要があると認めるときは、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十三条第三項第八号の規定による許可を受けた者又は第三十三条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に對して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求める

三項第八号、第三十三項第一項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、当該公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十条第三項各号、第二十一条第三項各号、第二十二条第三項各号、第二十三条第三項第八号若しくは第三十三項第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができるものとする。

三 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

四 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(集団施設地区)

第三十六条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の利用のための施設を集団的に整備するため、公園計画に基づいて、その区域内に集団施設地区を指定するものとする。

二 第五条第三項及び第四項の規定は、集団施設地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

(利用のための規制)

第三十七条 国立公園又は国定公園の特別地域、海域公園地区又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念を起させるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌惡の情を催させることが、その他の利用者に著しく迷惑をかけること。

三 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で政令で定めるものであつて、当該

保護のため生態系の維持又は回復を要するものであると認めるときは、国立公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行ふものとする。

(第三十九条)

第三十九条 国は、国立公園内の自然の風景地の

保

護のため生態系の維持又は回復を要するものであると認めるときは、国立公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行ふものとする。

(第四十条)

第四十条 環境大臣は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、

同一の認定を取り消すことができる。

(認定の取消し)

二 国又は都道府県の当該職員は、特別地域、海

域公園地区又は集団施設地区内において前項第

二号又は第三号に掲げる行為をしている者があ

ることができる。

三 前項に規定する職員は、その身分を示す証明

書を携帯し、関係者に提示しなければならな

い。

(第五節 生態系維持回復事業)

第三十八条 環境大臣及び生態系維持回復事業を行おうとする国の機関の長（以下この条において「環境大臣等」という。）は、国立公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実

施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、国立公園における生態系維持回

復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事

業計画」という。）を定めるものとする。

二 都道府県知事は、国定公園における生態系維

持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するた

め、公園計画に基づき、国定公園における生態

系維持回復事業計画を定めることができる。

三 生態系維持回復事業を行う区域

一 生態系維持回復事業の目標

二 生態系維持回復事業計画においては、次に掲

げる事項を定めるものとする。

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回

復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

五 環境大臣等又は都道府県知事は、生態系維持回

復事業計画を定めたときは、その概要を公示

しなければならない。

六 第四項の確認又は第三項の認定を受けた者

は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、地方公共団体があつては環境大臣の確認を、国及び地方公共団体以外の者があつては環境大臣の認定を受けなければならない。た

だし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

七 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

八 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

九 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(認定の取消し)

二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に

行うことができなくなつたと認めるとき。

三 前条第六項又は第九項の規定に違反したと

思ひ、その他の手段により前条第三項

又は第六項の認定を受けたとき。

(第四十一条)

第四十一条 都道府県は、国定公園内の自然の風

景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る

必要があると認めるときは、国定公園における生

態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回

復事業を行うことができる。

二 国及び都道府県以外の地方公共団体は、環境

省令で定めるところにより、その行う生態系維

持回復事業計画に適合する旨の都道府県知事の

確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に

従つてその生態系維持回復事業を行つて生

態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回

復事業を行つて生

態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回

(負担金の徴収方法等)

第六十条 前三条の規定による負担金の徴収方法その他負担金に関する事項は、政令で定める。

(適用除外) この節の規定は、公園事業のうち、道路法による道路に係る事業及び他の法律にその執行に要する費用に関する事項は、別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

第九節 雜則

(実地調査)

第六十一条 環境大臣は国立公園若しくは国定公園の指定、公園計画の決定若しくは公園事業の執行又は国立公園の公園事業の決定に関し、都道府県知事は国定公園の指定若しくはその区域の拡張に係る申出、公園計画の決定若しくは追加に係る申出若しくは公園事業の決定又は公園事業の執行に関し、環境大臣以外の国の機関は公園事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、それぞれ当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 國の機関又は都道府県知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者）との間ににおいて以下同じ）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えないなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(公害等調整委員会の裁定)

第六十三条 第二十条第三項、第二十二条第三項、第二十二条第三項又は第三十三条第二項の規定による環境大臣又は都道府県知事の処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石

業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、審査請求をすることができない。

2 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十二条の規定は、前項の処分につき、処分をした行政が誤って審査請求又は再調査の請求をすることができる旨を教示した場合にとができる。ただし、延滞金は、年十四・五百分率の算定による。

(損失の補償)

第六十四条 国は国立公園について、都道府県は国定公園について、第二十条第三項、第二十一項第三項若しくは第二十二条第三項の許可を得ることができないため、第三十二条の規定により許可に条件を付されたため、又は第三十三条の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、國に係る当該補償については環境大臣に、都道府県に係る当該補償については都道府県知事にこれを請求しなければならない。

3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

4 国又は都道府県は、第六十二条第一項の規定によるそれが当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「環境大臣」とあるのは、「第六十二条第一項に規定する実地調査に関する事務を所掌する大臣」と読み替えるものとする。

(訴えの提起)

第六十五条 前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができます。

2 前項の訴えにおいては、國又は都道府県を被告とする。

(負担金の強制徴収)

第六十六条 この法律の規定により國に納付すべき負担金を納付しない者があるときは、環境大臣は、その不服の理由が鉱業、採石

臣は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、環境大臣は、環境省令の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年十四・五百分率の割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、環境大臣は、国税滞納処分の例により前項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金に先立つものとする。

(利用の増進のための情報の提供等)

2 前項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

3 環境大臣又は都道府県知事は、第三十三条第一項の規定による届出の例により、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

4 環境大臣又は都道府県知事は、第三十三条第一項の規定による届出の例による通知があつた場合において、当該公園の風景を保護するため必要があると認めるときは、当該国の機関に対し、風景の保護のために執るべき措置について協議を求めることができる。

(協議)

第六十七条 環境大臣は、国立公園若しくは国定公園の指定、その区域の拡張若しくは公園計画の決定若しくは変更又は国定公園の特別地域の指定若しくはその区域の拡張をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 都道府県知事は、国定公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区又は利用調整地区の指定若しくはその区域の拡張をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 環境大臣以外の国の機関は、第十条第一項の規定により國立公園事業を執行しようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。

4 国の機関は、第十六条第一項ただし書の規定により國定公園事業を執行しようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「環境大臣」とあるのは、「第六十二条第一項に規定する実地調査に関する事務を所掌する大臣」と読み替えるものとする。

(訴えの提起)

第六十五条 前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができます。

2 前項の訴えにおいては、國又は都道府県を被告とする。

(保護及び利用)

第六十六条 この法律の規定により國に納付すべき負担金を納付しない者があるときは、環境大臣は、その不服の理由が鉱業、採石

臣は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、環境大臣は、環境省令の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年十四・五百分率の割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、環境大臣は、国税滞納処分の例により前項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金に先立つものとする。

(権限の委任)

2 前項の規定による環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

3 第六十一条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十一条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十二条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十二条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十二条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項及び第六十七条第二項（利用調整地区に係る部分を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(原生自然環境保全地域との関係)

第七十条 第二十条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項、第二十一条第一項、同条第二項において準用する第五条第三項及び第六十七条第二項（利用調整地区に係る部分を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(指定)

第七十一条 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域の区域は、国立公園又は国定公園の区域に含まれるものとする。

2 都道府県は、条例の定めるところにより、区域を定めて都道府県立自然公園を指定する。

3 都道府県立自然公園の風致を維持するため協議しなければならない。

(保護及び利用)

第七十二条 都道府県は、条例の定めるところにより、区域を定めて都道府県立自然公園を指定する。

3 都道府県立自然公園の風致を維持するため協議しなければならない。

4 都道府県立自然公園の風致を維持するため協議しなければならない。

5 都道府県立自然公園の風致を維持するため協議しなければならない。

5 は国立公園に関する公園事業とみなす。

6 この法律の施行前に国立公園法又はこれに基く命令の規定によつてなされた許可、認可、申請その他の行為は、この法律又はこれに基く命令に当該規定に相当する規定があるときは、当該相当規定によつてなされたものとみなす。

7 国立公園法若しくはこれに基く命令の規定によつて許可その他の処分若しくは届出その他の手続を要しなかつた行為でこの法律若しくはこれに基く命令の規定によつて新たに許可その他の処分若しくは届出その他の手続を要することとなつたもの又は国立公園法若しくはこれに基く命令の規定によつて届出をもつて足りた行為でこの法律若しくはこれに基く命令の規定によつて、許可その他の処分を要することとなつたもののうち、この法律の施行の際現に着手しているものについては、この法律若しくはこれに基く命令の規定による処分若しくは手続を要せず、又は従前の例による届出をもつて足りる。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(都道府県が処理する事務)

9 この法律に規定する環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当分の間、政令で定める都道府県の知事が行うこととすることができる。

10 環境大臣は、前項の都道府県を定める政令の立案をしようとするときは、関係都道府県の知事の申出により、これを行うものとする。

(国の無利子貸付け等)

11 国は、当分の間、都道府県に対し、第五十六条の規定により国がその費用について補助することができる公園事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十六条の規定により国が

補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

12 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

13 前項に定めるもののほか、附則第十一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

14 国は、附則第十一項の規定により都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である公園事業について、第五十六条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行ふものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時ににおいて、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

15 都道府県が、附則第十一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十二項及び第十三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則（昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、お従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している处分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なま

附 則
（昭和三七年五月一六日法律第
四〇号）
抄

7 この法律の施行の際に係属している処分又は裁決に關する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項まで規定を準用する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手の处分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手の不作為その他のこの法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお前例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後にされる行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

5 この法律の施行前にされた行政手の处分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期

附則（昭和三七年九月一五日法律第
六一號）抄

間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する措置は、政令で定める。

10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附 則（昭和四五年四月一日法律第一三号）
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年五月一六日法律第六一號）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年一月二十五日法律第八二号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に海中公園地区内において汚水又は廃水を排水設備を設けて排出している行為については、改正後の第十八条の二第二項の規定は、適用しない。

附 則（昭和四六年五月三一日法律第八八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

（経過措置）

第四十一条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の鳥獣保護と狩猟二関スル法律、農薬取締法、温泉法、工業用水法、自然公園法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、公害防止事業団法、大気汚染防止法、騒音規制法、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法、水質汚濁防止法又は農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（以下「整理法」という。）の規定により國の機關がした許可、認可、指定の他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の整理法の相当規定に基づいて

法（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 則（令和四年六月一七日法律第六八号抄）
（施行期日）

¹ この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日